

豊島区バリアフリー
交通安全特定事業計画
池袋駅周辺地区

平成27年3月
東京都公安委員会

**豊島区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「池袋駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、豊島区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「池袋駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道 芝新宿王子線 (第305号)	明治通り	豊島区役所～西武線 池袋駅	JR線池袋駅 西武線池袋駅 東武線池袋駅 東京メトロ各線 池袋駅 有楽町線 東池袋駅	豊島区役所、中央保健福祉センター、西武池袋本店、パルコ、P ⁺ パルコ、ヤマダ電機、ビックカメラ(東口)、池袋東急、新文芸坐
②	特例都道 音羽池袋線 (第435号)		④サンシャイン60通り ～池袋職業安定所付近		池袋公共職業安定所、東池袋公園
③	区道41-21	グリーン大通り	①明治通り～⑱特例都道音羽池袋線		東口交番
④	区道41-150	サンシャイン60通り	⑦区道42-80～②特例都道音羽池袋線		東急ハンズ、シネマサンシャイン、テアトルダイヤ、HUMAXシネマズ
⑤	区道41-110	サンシャイン通り	①明治通り～②特例都道音羽池袋線		
⑥	区道42-50		①明治通り～南池袋公園		南池袋公園
⑦	区道42-80		①明治通り～①明治通り		ジュンク堂書店
⑧	区道41-30、 41-80		①明治通り～池袋保健所		生活産業プラザ、豊島区民センター、池袋保健所、中池袋公園、豊島公会堂
⑨	区道11-13	アゼリア通り	⑮駅前広場～マルイシティ前		マルイシティ、ビックカメラ(西口)
⑩	区道12-560		⑮駅前広場～⑬劇場通り		豊島合同庁舎、池袋西口公園、東京芸術劇場
⑪	区道12-640		⑭区道12-550～⑬劇場通り		水道局豊島営業所
⑫	区道12-680		⑭区道12-550～⑬劇場通り		池袋消防署
⑬	区道11-430、 12-730	劇場通り	ロサ会館～勤労福祉会館		池袋警察署、勤労福祉会館、ロサ会館
⑭	区道12-550	メトロポリタン通り	⑩区道12-560～⑫区道12-680		メトロポリタンプラザ、エソラ、ホテルメトロポリタン
⑮	区道11-13	西口駅前広場	⑨アゼリア通り～西口交番		西口交番、東武百貨店
⑯	主要地方道 芝新宿王子線 (第305号)		③グリーン大通り～雑司ヶ谷電停		豊島区役所(新庁舎)

⑰	特例都道 音羽池袋線 (第435号)		③グリーン大通り～④サンシャイン60通り		東池袋交番
⑱	特例都道 音羽池袋線 (第435号)		⑰特例都道音羽池袋線～東池袋四丁目電停		豊島区立中央図書館
⑲	区道42-210		③グリーン大通り～区域境		
⑳	区道41-320、 41-321		⑱特例都道音羽池袋線～豊島郵便局		バスターミナル、豊島郵便局
㉑	区道41-460		⑰特例都道音羽池袋線～⑳区道41-320、41-321		サンシャインシティ
㉒	区道41-260		㉑区道41-460～㉔サンシャイン60通り		東池袋中央公園
㉓	区道41-450		㉒区道41-320～ ㉔サンシャイン60通り		サンシャイン前交番
㉔	区道41-220	サンシャイン60通り	⑰特例都道音羽池袋線～㉓区道41-450		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道芝新宿王子線	信号機の改良(音響機能の整備等)	平成27～32年度
②	特例都道音羽池袋線	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
③	区道41-21	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑤	区道41-110	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑥	区道42-50	横断歩道の整備	同上
⑦	区道42-80	信号機の改良(音響機能の整備等)、横断歩道の整備	同上
⑨	区道11-13	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑬	区道11-430、12-730	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑭	区道12-550	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑰	特例都道音羽池袋線	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
⑱	特例都道音羽池袋線	信号機の改良(音響機能の整備等)、横断歩道の整備	同上
⑲	区道42-210	信号機の改良(音響機能の整備等)、横断歩道の整備	同上
⑳	区道41-320、41-321	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上
㉓	区道41-450	信号機の改良(音響機能の整備等)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済)</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済)</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備(注1) 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車行為の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施</p>	平成27～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

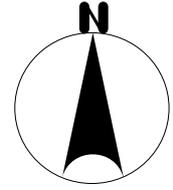
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

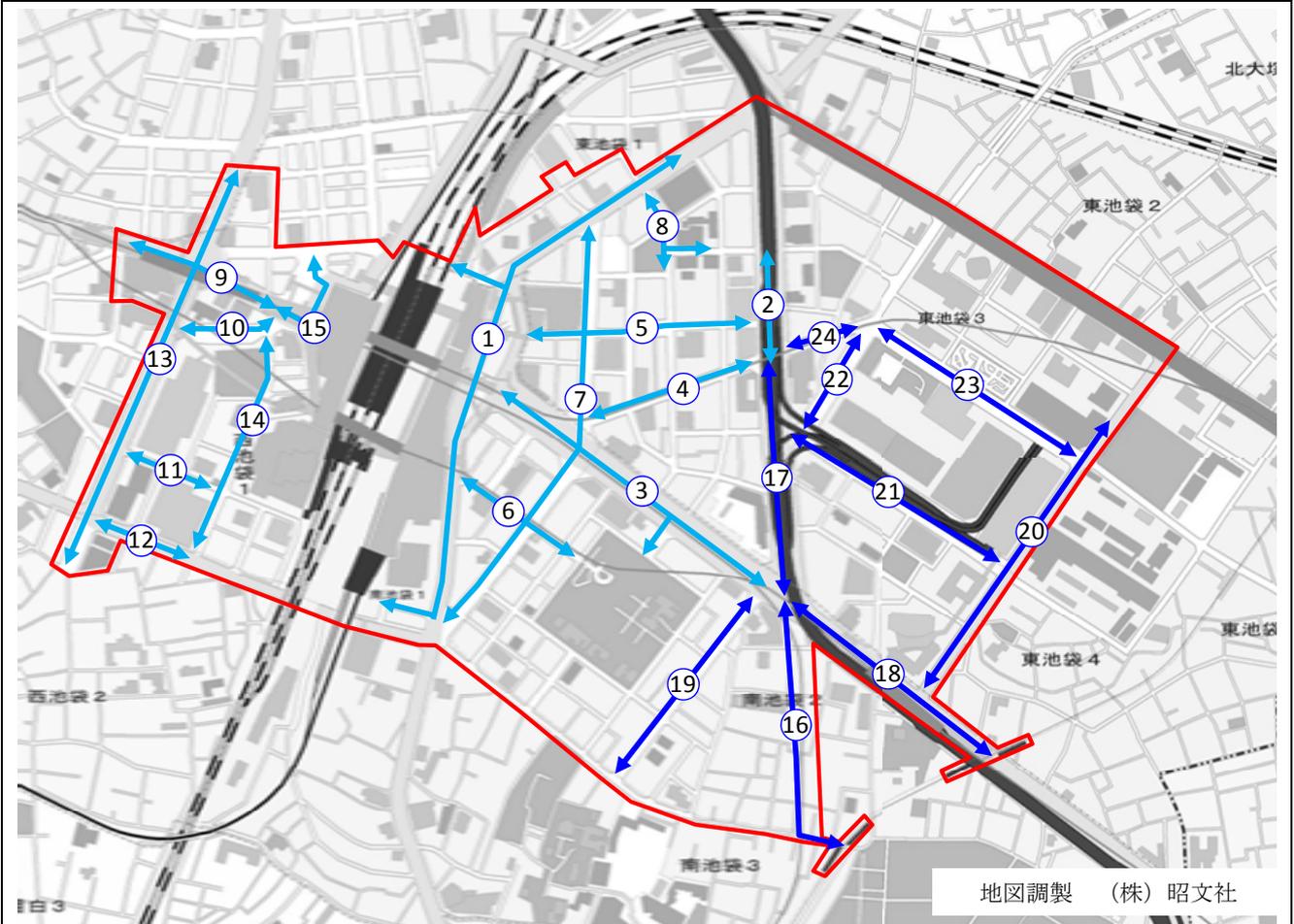
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	豊島区
重点整備地区名	池袋駅周辺地区



< 凡例 >

-  : 重点整備地区
-  : 道路の区間 (新設生活関連経路)
-  : 道路の区間 (既設生活関連経路)